解散公告

当社は、平成二十九年十月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月三十一日

宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋四六三三番地の二

有限会社山口石油店

清算人　長友　節雄

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月三十一日

宮崎県宮崎市清武町加納乙四六三番地一三

智建ビル三〇七

特定非営利活動法人ＭＳＵ

清算人　柳田　和洋

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月三十一日

宮崎県日向市原町四丁目二番一〇号

児玉テント工業株式会社

代表清算人　児玉　保男

解散公告

当法人は、平成二十九年十月五日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月三十一日

鹿児島県南九州市知覧町西元一二八九八番地

特定非営利活動法人ＮＰＯちらん

清算人　丸野　耕一

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十九年一月十日開催の社員総会の決議並びに北海道知事の認可により、平成二十九年九月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月三十一日

北海道旭川市東光一一条二丁目四番三号

医療法人社団三橋内科胃腸科医院

清算人　三橋　英夫

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十九年十月十三日にさいたま市長の認可により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月三十一日

東京都千代田区飯田橋三丁目一三番一号

大宮高鼻町ハイツマンション建替組合

代表清算人　菊池　昭夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十九年七月十日開催の社員総会の決議並びに山形県知事の認可により、平成二十九年十月十六日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年十月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月三十一日

山形県東根市中央三丁目九番一〇号

医療法人東根中央整形外科

清算人　波多野光裕

解散公告（第二回）

当法人は、東京都知事の認可により、平成二十九年八月二十四日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月三十一日

東京都世田谷区三軒茶屋一丁目七番一〇号

医療法人社団周真会

清算人　上ノ畑　充

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十九年九月三十日、社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年十月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月三十一日

静岡県浜松市西区村櫛町三九九五番地の一

医療法人社団蒼龍会

清算人　八田　麻理

解散公告（第三回）

当地縁による団体は、平成二十九年三月二十五日開催の通常総会の決議により解散したので、当地縁による団体に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月三十一日

長崎県大村市西部町七三三

代表清算人　船津町内会

河野　久敏

第六期決算公告

平成二十九年六月三十日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	一八、七〇二	流動負債	八〇
固定資産	八〇、九八一	固定負債	九〇、〇〇〇
		株主資本	九、六〇三
		資本金	一〇、〇〇〇
		利益剰余金	△三九七
		その他利益準備金	△三九七
		（当期純利益）	（五五三）
合計	九九、六八三	合計	九九、六八三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道深川市六条一一番、最後の住所北海道深川市六条一一番一二号

株式会社国盛コーポレーション

被相続人　亡　江口　弘幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月三十一日

北海道旭川市五条通九丁目一一六三―一

エミナ総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　斎藤　大貴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道深川市四条一六番、最後の住所北海道深川市六条一一番一二号

被相続人　亡　江口　正幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月三十一日

北海道旭川市五条通九丁目一一六三―一

エミナ総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　斎藤　大貴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県田村郡小野町大字南田原井字折ノ内七六番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　吉田　貴士

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月三十一日

福島県郡山市長者三丁目四番一号武田ビル二〇二郡山さくら通り法律事務所

相続財産管理人　弁護士　久保田美和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県北群馬郡吉岡町大字南下二四二番地、最後の住所群馬県渋川市半田七八五番地

五特別養護老人ホーム永光荘

被相続人　亡　木暮　ヨシ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月三十一日

事務所群馬県高崎市問屋町西一丁目九番地

三　ＫＹビル二〇一

相続財産管理人　弁護士　堀口　均

第16期決算公告　平成29年9月21日

仙台市若林区卸町三丁目2番地の2

東北ヒノデサービス販売株式会社

代表取締役　郡田　勝弥

貸借対照表の要旨（平成29年6月30日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	1,095
	固定資産	5
	合計	1,100
負債及び純資産の部	流動負債	804
	固定負債	0
	株主資本	295
	資本金	20
	資本剰余金	14
	資本準備金	5
	その他資本剰余金	9
	利益剰余金	260
	その他利益剰余金	260
	（うち当期純利益）	(66)
	合計	1,100